

第 76 回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月19日（水曜日）
午前10時

開催
場所

大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪5階「桜の間」

※ 末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。

書面又はインターネット等による
議決権行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後5時15分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

目次

- 株主総会招集ご通知 2
- 事業報告 5
- 連結計算書類 37
- 計算書類 39
- 監査報告書 41
- 株主総会参考書類 45

岩谷産業株式会社

証券コード：8088

企業理念

「世の中に必要な人間となれ
世の中に必要なものこそ栄える」



代表取締役会長 兼 CEO

牧野 明次

代表取締役社長

谷本 光博

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第76回定時株主総会を2019年6月19日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2019年6月

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2019年6月18日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時	2019年6月19日(水曜日)午前10時
場 所	大阪市北区梅田1丁目8番8号 ヒルトン大阪5階「桜の間」(末尾ご案内図ご参照)
目的事項	報告事項 1. 第76期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.iwatani.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.iwatani.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承願います。

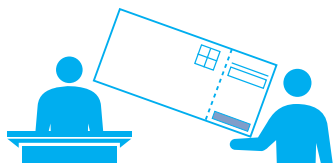
議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



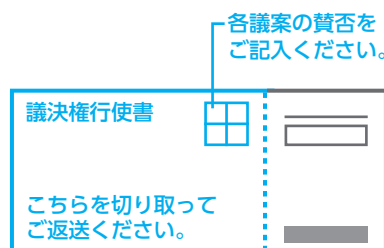
代理人がご出席される場合は、議決権行使書用紙に加えて代理権を証明する書面が必要になります。なお、代理人は当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2019年6月18日（火曜日）
午後5時15分入力分まで

● 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

議決権行使書の郵送とインターネット等の双方により
重複して議決権を行使された場合

インターネット等によって議決権を複数回行使された場合

- ▶ インターネット等による議決権を有効とさせていただきます。
- ▶ 最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された 合弁会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主

総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次頁インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

次頁に記載の議決権行使に関するパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※議決権行使サイトのご利用に伴う接続料金及び通信料は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

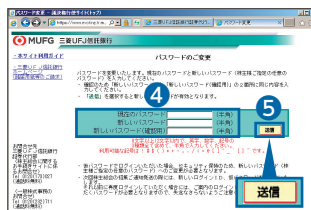
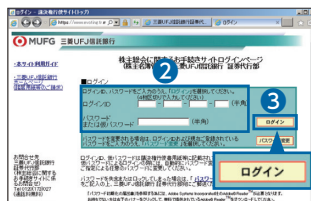
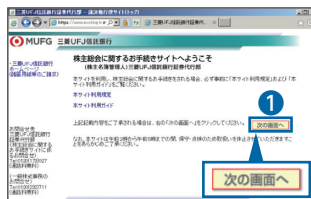


同封の議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取いただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。



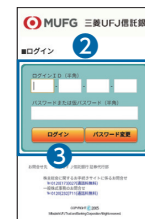
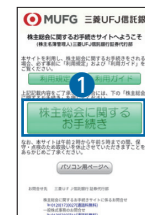
パソコンの場合

- 1 「次の画面へ」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック
- 4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認)入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- 5 「送信」をクリック
- 6 確認画面が出たら、「確認」をクリック



スマートフォンの場合

- 1 「株主総会に関する手続き」をクリック
- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、自然災害や世界経済の減速による影響がみられたものの、好調な企業業績を背景とした設備投資や雇用・所得環境の改善による個人消費に支えられ、緩やかに回復しました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「PLAN20」の基本方針である「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みました。

LPガス事業については、セントラル石油瓦斯株式会社を完全子会社化し、当社グループの事業会社や物流会社での事業効率化に向けた取り組みを開始いたしました。

また、水素エネルギー社会の実現に向けては、米国での水素ステーション運営のノウハウ獲得と北米におけるCO₂フリー水素の製造・供給体制の構築の足掛かりとして、米国カリフォルニア州において水素ステーション4カ所を買収しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	7,150億85百万円	(前年度比	442億93百万円の増収)
営業利益	264億56百万円	(前年度比	7億37百万円の減益)
経常利益	299億52百万円	(前年度比	5億45百万円の増益)
親会社株主に帰属する当期純利益	192億21百万円	(前年度比	16億44百万円の増益)

となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

総合エネルギー事業

総合エネルギー事業は、気温が例年より高く推移したことにより民生用ＬＰガスの販売数量が減少しましたが、ＬＰガス輸入価格が高値で推移したことに加え、都市ガス増熱用のＬＰガスの販売が伸長し、増収要因となりました。

一方、利益面については、「カセットこんろ・ボンベ」やガス保安機器の販売が好調に推移しましたが、ＬＰガスの市況要因（前年度比33億円のマイナス）により減益となりました。

この結果、当事業分野の売上高は3,359億62百万円（前年度比150億23百万円の増収）、営業利益は108億71百万円（前年度比29億43百万円の減益）となりました。

産業ガス・機械事業

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスについては、電力料金の上昇による製造コストの増加があったものの、電子部品業界向けを中心に販売が増加しました。水素事業については、水素関連設備の販売は減少しましたが、液化水素の販売は伸長しました。ヘリウムについては、世界的に需給がひっ迫し、販売数量が減少しましたが、市況が上昇し収益性が改善しました。

機械設備については、前期に大型設備案件を受注した反動減がありましたが、大型ガス設備、自動車関連向けロボット、半導体設備等の販売が伸長しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,860億27百万円（前年度比114億23百万円の増収）、営業利益は111億41百万円（前年度比13億24百万円の増益）となりました。

■ マテリアル事業

マテリアル事業は、ミネラルサンドの販売が増加したことに加え、資源市況も上昇し、収益が拡大しました。また、機能性フィルムの販売が減少したものの、環境に優しいP E T樹脂原料や二次電池材料の販売が大きく伸長しました。

この結果、当事業分野の売上高は1,591億2百万円（前年度比199億30百万円の増収）、営業利益は57億40百万円（前年度比12億69百万円の増益）となりました。

■ 自然産業事業

自然産業事業は、冷凍野菜の販売が横ばいに推移したものの、仕入コストが上昇し収益性が低下しました。また、農業設備や種豚の販売は好調に推移しましたが、畜産設備の販売が減少しました。

この結果、当事業分野の売上高は287億41百万円（前年度比23億20百万円の減収）、営業利益は11億15百万円（前年度比2億16百万円の減益）となりました。

■ その他

売上高は52億51百万円（前年度比2億36百万円の増収）、営業利益は9億76百万円（前年度比35百万円の増益）となりました。

事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	当連結会計年度 (第76期)		前連結会計年度 (第75期)		前年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減	増減率(%)
総合エネルギー事業	335,962	47.0	320,939	47.8	15,023	4.7
産業ガス・機械事業	186,027	26.0	174,603	26.0	11,423	6.5
マテリアル事業	159,102	22.2	139,172	20.7	19,930	14.3
自然産業事業	28,741	4.0	31,062	4.6	△2,320	△7.5
その他	5,251	0.8	5,014	0.9	236	4.7
合計	715,085	100.0	670,792	100.0	44,293	6.6

(注) 当連結会計年度より、主に海外子会社について経営実態をより適切に表すため事業区分の見直しを行っております。そのため、前連結会計年度との比較は見直し後の区分に基づいております。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループによる社債発行等による資金調達はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

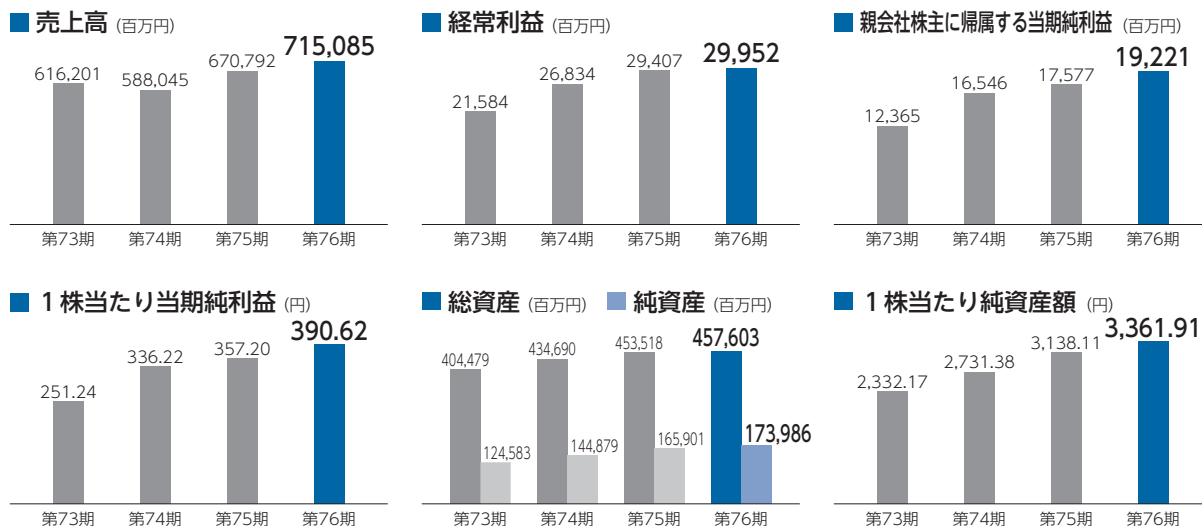
当連結会計年度において、当社グループの販売体制の強化、物流の整備、保安の確保等を目的とした投資で総額217億円を実施いたしました。

セグメント別には、総合エネルギー事業でL P ガス基地の拡充及びL P ガス供給設備等に54億円、産業ガス・機械事業で高圧ガス基地の拡充及び各種高圧ガス供給設備等に68億円、マテリアル事業で15億円、自然産業事業で1億円、その他で77億円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期	第74期	第75期	第76期 (当連結会計年度)
	(2015.4.1 ~ 2016.3.31)	(2016.4.1 ~ 2017.3.31)	(2017.4.1 ~ 2018.3.31)	(2018.4.1 ~ 2019.3.31)
売 上 高	616,201 百万円	588,045 百万円	670,792 百万円	715,085 百万円
経 常 利 益	21,584 百万円	26,834 百万円	29,407 百万円	29,952 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,365 百万円	16,546 百万円	17,577 百万円	19,221 百万円
1 株当たり当期純利益	251.24 円	336.22 円	357.20 円	390.62 円
総 資 産	404,479 百万円	434,690 百万円	453,518 百万円	457,603 百万円
純 資 産	124,583 百万円	144,879 百万円	165,901 百万円	173,986 百万円
1 株当たり純資産額	2,332.17 円	2,731.38 円	3,138.11 円	3,361.91 円



(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第73期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しています。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、第75期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示を行っております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期	第74期	第75期	第76期 (当事業年度)
	(2015.4.1 ~ 2016.3.31)	(2016.4.1 ~ 2017.3.31)	(2017.4.1 ~ 2018.3.31)	(2018.4.1 ~ 2019.3.31)
売上高	420,078 百万円	407,791 百万円	480,940 百万円	508,773 百万円
経常利益	8,285 百万円	15,334 百万円	17,108 百万円	13,813 百万円
当期純利益	5,927 百万円	11,337 百万円	12,310 百万円	10,626 百万円
1株当たり当期純利益	120.31 円	230.15 円	249.93 円	215.75 円
総資産	279,800 百万円	315,162 百万円	319,361 百万円	323,079 百万円
純資産	75,402 百万円	91,152 百万円	104,464 百万円	110,013 百万円
1株当たり純資産額	1,530.56 円	1,850.38 円	2,120.98 円	2,233.77 円

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第73期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しています。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）を当事業年度より適用しており、第75期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示を行っております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岩 谷 瓦 斯 株 式 会 社	百万円 1,619	% 100.00	高圧ガス及び低温容器等の製造・販売
イワタニ近畿株式会社	208	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
イワタニ・ケンボロー株式会社	109	100.00	種豚、肉豚の生産・販売
岩 谷 興 産 株 式 会 社	170	100.00	金銭貸付・リース業
岩 谷 テ ク ノ 株 式 会 社	300	100.00	建築工事・内装設計施工業、建築材料・管工機材・住宅機器の販売
イワタニ東海株式会社	200	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 物 流 株 式 会 社	441	95.83 (47.45)	貨物の運送
イワタニ北海道株式会社	100	100.00 (100.00)	液化石油ガス等の販売
岩 谷 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	300	100.00	合成樹脂原料の販売、合成樹脂製品の製造・販売、金属製品の販売
岩 谷 マ ル キ ガ ス 株 式 会 社	100	100.00	物流・保安業務の管理統括、情報処理サービス、持株会社
エ ー テ ッ ク 株 式 会 社	40	96.00 (6.15)	低温機器の製造・販売
キンセイマテック株式会社	379	52.78	セラミックス、グラスファイバー等工業用素材原料の製造・販売
セントラル石油瓦斯株式会社	463	100.00	液化石油ガス等の販売
西日本イワタニガス株式会社	354	100.00	高圧ガス等の販売
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷气体机具有限公司)	3,783	100.00 (15.94)	高圧ガスの製造・販売
D O R A L P T Y L T D. (ド ラ ー ル 会 社)	千オーストラリアドル 23,883	100.00	豪州における鉱物原料事業の持株会社
IWATANI (CHINA) LIMITED (岩 谷 (中 国) 有 限 公 司)	千USドル 30,000	100.00	中国における事業投資
IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. (香 港 岩 谷 有 限 公 司)	千香港ドル 5,000	100.00	金属製品・情報機器等の輸出入・販売

- (注) 1. 議決権比率の下段 () 内の数字は、内書きで子会社による間接所有の議決権比率であります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社18社を含む107社、持分法適用会社は91社であります。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国を始めとする海外経済の先行きや消費税率の引き上げなどの懸念材料はあるものの、政府の増税負担軽減策などにより、個人消費の落ち込みは軽微にとどまると見込まれます。

また、東京オリンピック・パラリンピック関連の需要や雇用・所得環境の改善を背景とした内需に支えられ、日本経済は緩やかな回復が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社においては2020年に創業90周年を迎えるに当たり、全社をあげて90周年記念キャンペーンを実施し、中期経営計画「PLAN20」の基本方針である「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みます。

総合エネルギー事業は、引き続きM&Aの推進によりLPガス直売顧客数の拡大を図るとともに、燃料転換推進により工業用LPガスの販売数量の増加に努めます。また、LPガスや都市ガス顧客に対して、ガス関連機器や「富士の湧水」などのBtoC商品の販売を強化するとともに、カートリッジガス事業においては国内外でのさらなる事業拡大に努めます。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガスの販売強化に努め、液化水素の拡販やヘリウムの国内外での収益拡大に取り組みます。機械設備については、産業ガス事業との相乗効果を発揮し、国内外の電子部品、自動車関連、半導体等の業界を中心に拡販し、事業拡大に努めます。

マテリアル事業は、環境に優しいアルミ・バイオPET樹脂やバイオマス燃料、二次電池材料等の拡販に取り組みます。また、海外事業の強化に取り組み、事業規模の拡大に努めます。

自然産業事業は、品質管理を徹底し、国内外で安心・安全な食品の販売拡大に努めるとともに、農業生産事業への参入や商品開発により事業領域の拡大に取り組みます。また、大手事業者との提携により種豚事業の強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主 要 な 商 品
総 合 エ ネ ル ギ ー 事 業	家庭用・業務用・工業用ＬＰガス、ＬＰガス供給機器・設備、液化天然ガス、石油製品、家庭用厨房機器、住設機器、エネファーム、ＧＨＰ、日用品、カセットこんろ、カセットボンベ、ミネラルウォーター、電気 他
産 業 ガ ス ・ 機 械 事 業	エアセパレートガス、水素、ヘリウム、その他特殊ガス、ガス供給設備、溶接材料、溶接・溶断機器、産業用機械・装置、産業用ロボット、ポンプ・圧縮機、水素ステーション設備、防災設備、高圧ガス容器、半導体製造装置、電子部品製造装置、工作・板金機械、製薬・食品機械、環境関連装置 他
マ テ リ ア ル 事 業	ステンレス、アルミ、非鉄金属、樹脂原料、樹脂成型品、機能性フィルム、ディスプレイ材料、二次電池材料、ミネラルサンド、セラミックス原料、バイオマス燃料 他
自 然 産 業 事 業	冷凍食品全般、生鮮食品、健康食品、種豚、畜産システム、農業資材・設備 他
そ の 他	金融、保険、運送、情報処理 他

(8) 主要な事業所及び基地

① 当社の主要な事業所及び基地

本 社：大阪、東京

支 社：北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（さいたま）、首都圏（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、九州（福岡）、シンガポール

基 地：堺ＬＰＧ輸入ターミナル

② 主要な子会社の事業所

岩谷瓦斯(株)（大阪）

岩谷興産(株)（大阪）

岩谷テクノ(株)（大阪）

岩谷物流(株)（大阪）

岩谷マテリアル(株)（東京）

岩谷マルキガス(株)（東京）

キンセイマテック(株)（大阪）

セントラル石油瓦斯(株)（東京）

西日本イワタニガス(株)（大阪）

DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD.（大連岩谷气体机具有限公司）（中国）

DORAL PTY LTD.（ドラール会社）（オーストラリア）

IWATANI（CHINA）LIMITED（岩谷（中国）有限公司）（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
総合エネルギー事業	4,872 名	+169 名
産業ガス・機械事業	2,092	+81
マテリアル事業	1,820	+49
自然産業事業	289	+16
その他の	367	△26
全社(共通)	309	+7
合計	9,749	+296

(注) 上記人員は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,243 名	+7 名	39.1 歳	15.2 年

(注) 上記人員は就業人員であり、関係会社等への出向社員215名、労働組合専従者1名及び休職者3名の合計219名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

① 企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	22,175
株式会社三井住友銀行	9,157
株式会社みずほ銀行	8,900
株式会社りそな銀行	8,422
農林中央金庫	7,250
日本生命保険相互会社	3,220
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,168
株式会社滋賀銀行	2,599

② 当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	16,586
株式会社みずほ銀行	5,861
株式会社三井住友銀行	5,855
株式会社りそな銀行	5,850
農林中央金庫	4,550
日本生命保険相互会社	3,200
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,168
株式会社滋賀銀行	2,099

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

120,000,000株

(2) 発行済株式の総数

49,249,979株（自己株式数1,023,026株を除く。）

(3) 株主数

24,057名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人岩谷直治記念財団	4,132 ^{千株}	8.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,119	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,577	3.20
有限会社テツ・イワタニ	1,374	2.79
株式会社三菱UFJ銀行	1,336	2.71
株式会社りそな銀行	1,177	2.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	924	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	906	1.84
日本生命保険相互会社	898	1.82
岩谷産業泉友会	890	1.81

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,023,026株）を控除して計算しております。
2. 岩谷産業泉友会は、当社従業員による持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年10月6日開催の取締役会の決議に基づき発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

社債の総額	300億円
社債の発行日	2015年10月22日
償還の期日	2020年10月22日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	3,690.6円（ただし、一定の条件のもと調整される。）
新株予約権の行使期間	2015年11月5日から2020年10月8日まで

(注) 2018年6月27日開催の第75回定時株主総会において、当社の期末配当金について、普通株式1株につき55円とする剰余金処分案が承認可決されたため、2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額を3,690.6円に調整いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO※	牧 野 明 次	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 代表取締役会長 岩谷瓦斯(株) 取締役会長 キンセイマテック(株) 取締役 ダイキン工業(株) 社外取締役
代表取締役副会長※	渡 邊 敏 夫	(重要な兼職の状況) セントラル石油瓦斯(株) 監査役 岩谷瓦斯(株) 監査役 キンセイマテック(株) 監査役
代表取締役社長※	谷 本 光 博	
取締役副社長※	上 羽 尚 登	営業部門担当 (重要な兼職の状況) DORAL PTY LTD. DIRECTOR (ドラール会社 取締役) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷(中国)有限公司 取締役)
専務取締役※	舟 木 隆	総合エネルギー事業本部長、調達本部長 水素エネルギー担当
専務取締役※	間 島 寛	経営企画部、市場・経済調査部、広報部、 環境保安部 各担当
常務取締役※	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長、マルチ会事業部長 生活総合サービス部長 (重要な兼職の状況) 岩谷マルチガス(株) 代表取締役社長
常務取締役※	岩 谷 直 樹	業務部、監査部 各担当、危機管理委員会委員長
常務取締役※	太 田 晃	総務人事部、法務部 各担当

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 取 締 役 ※	渡 邊 聡	技術・エンジニアリング本部長 中央研究所担当、水素エネルギー担当 (重要な兼職の状況) エーテック(株) 取締役
常 務 取 締 役 ※	堀 口 誠	産業ガス・機械事業本部長、産業ガス・機械本部長 水素本部長、お客様サービス本部長 (重要な兼職の状況) 西日本イワタニガス(株) 取締役 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)
取 締 役 ※	山 本 裕	海外事業本部長 (重要な兼職の状況) DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. 董事 (大連岩谷气体机具有限公司 取締役) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)
取 締 役 ※	稲 田 和 正	総合エネルギー事業本部 カートリッジガス本部長
取 締 役 ※	田井中 秀 喜	マテリアル本部長 (重要な兼職の状況) IWATANI CORPORATION (HONG KONG) LTD. DIRECTOR (香港岩谷有限公司 取締役) DORAL PTY LTD. DIRECTOR (ドラール会社 取締役) IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)
取 締 役 ※	大 川 格	経理部長 (重要な兼職の状況) 岩谷瓦斯(株) 監査役 西日本イワタニガス(株) 監査役 岩谷興産(株) 取締役 岩谷物流(株) 監査役 IWATANI (CHINA) LIMITED 董事 (岩谷 (中国) 有限公司 取締役)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	内 藤 碩 昭	(重要な兼職の状況) ㈱三菱ＵＦＪ銀行 名誉顧問
社 外 取 締 役	村 井 眞 二	(重要な兼職の状況) 大阪大学 名誉教授 奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授・特任教授
常 勤 監 査 役	尾 濱 豊 文	
常 勤 監 査 役	福 澤 芳 秋	
社 外 監 査 役	堀 井 昌 弘	(重要な兼職の状況) さくら法律事務所 代表弁護士 東洋シヤッター㈱ 社外取締役
社 外 監 査 役	篠 原 祥 哲	(重要な兼職の状況) 篠原祥哲公認会計士事務所 公認会計士 ㈱篠原経営経済研究所 代表取締役 ㈱TSIホールディングス 社外取締役 積水ハウス㈱ 社外監査役

- (注) 1. ※印の取締役は執行役員を兼務しております。
2. 取締役内藤碩昭、村井眞二の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。
- 監査役尾濱豊文氏は長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役福澤芳秋氏は長年にわたり当社の経理業務と経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役堀井昌弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、弁護士の資格を有しております。
- 監査役篠原祥哲氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ており、公認会計士の資格を有しております。
3. 責任限定契約に関する事項
- 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当社の各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 当事業年度中の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。

・2018年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
取締役副社長	上 羽 尚 登	営業部門担当	海外事業本部長
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 事業構造改革推進室長
常務取締役	堀 口 誠	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素本部長	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長
取締役	山 本 裕	海外事業本部長	産業ガス・機械事業本部 副事業本部長 水素本部長

・2018年7月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
常務取締役	堀 口 誠	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素本部長 お客様サービス本部長	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素本部長

・2018年12月15日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
常務取締役	渡 邊 雅 則	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 マルキ会事業部長 生活総合サービス部長	総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長

5. 当事業年度末日後の会社役員の地位の異動は次のとおりであります。

() 内は従前の地位であります。

・ 2019年4月1日付

代表取締役会長兼CEO	(代表取締役会長兼CEO兼執行役員)	牧 野 明 次
代表取締役副会長	(代表取締役副会長兼執行役員)	渡 邊 敏 夫
代表取締役 社長執行役員	(代表取締役社長兼執行役員)	谷 本 光 博
取締役 副社長執行役員	(取締役副社長兼執行役員)	上 羽 尚 登
取締役 副社長執行役員	(専務取締役兼執行役員)	間 島 寛
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	岩 谷 直 樹
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	太 田 晃
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	渡 邊 聡
取締役 専務執行役員	(常務取締役兼執行役員)	堀 口 誠
取締役 常務執行役員	(取締役兼執行役員)	大 川 格
取締役	(専務取締役兼執行役員)	舟 木 隆
取締役	(常務取締役兼執行役員)	渡 邊 雅 則
取締役	(取締役兼執行役員)	山 本 裕
取締役	(取締役兼執行役員)	稲 田 和 正
取締役	(取締役兼執行役員)	田井中 秀 喜

6. 当事業年度末日後の会社役員の委嘱業務（担当）の異動は次のとおりであります。

・2019年4月1日付

地 位	氏 名	変 更 後 の 担 当	従 前 の 担 当
取締役 副社長執行役員	上 羽 尚 登	営業部門管掌 新事業・新商品開発室担当	営業部門担当
取締役 副社長執行役員	間 島 寛	管理部門管掌 イノベーション推進部、 市場・経済調査部、 経営企画部、広報部 各担当	経営企画部、 市場・経済調査部、 広報部、環境保安部 各担当
取締役 専務執行役員	堀 口 誠	産業ガス本部、水素本部、 機械本部 各担当 お客様サービス本部長	産業ガス・機械事業本部長 産業ガス・機械本部長 水素本部長 お客様サービス本部長
取締役 常務執行役員	大 川 格	情報企画部、経理部 各担当	経理部長
取 締 役	舟 木 隆		総合エネルギー事業本部長 調達本部長 水素エネルギー担当
取 締 役	渡 邊 雅 則		総合エネルギー事業本部 副事業本部長 総合エネルギー本部長 マル中会事業部長 生活総合サービス部長
取 締 役	山 本 裕		海外事業本部長
取 締 役	稲 田 和 正		総合エネルギー事業本部 カートリッジガス本部長
取 締 役	田井中 秀 喜		マテリアル本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
	名	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	17 (2)	1,310 (79)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	214 (73)
合 計	21	1,524

- (注) 1. 取締役の報酬額は年額14億円以内（2016年6月28日開催の第73回定時株主総会決議）、また、監査役の報酬額は年額3億円以内（2012年6月26日開催の第69回定時株主総会決議）とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与528百万円（取締役17名に対する476百万円、監査役4名に対する52百万円（うち社外取締役2名に対する16百万円、社外監査役2名に対する12百万円））を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
取 締 役	内 藤 碩 昭	(株)三菱UFJ銀行	名誉顧問	主要な取引金融機関
取 締 役	村 井 眞 二	大阪大学	名誉教授	特別の関係はありません
		奈良先端科学技術大学院大学	名誉教授・特任教授	特別の関係はありません
監 査 役	堀 井 昌 弘	さくら法律事務所	代表弁護士	顧問法律事務所
		東洋シッター(株)	社外取締役	特別の関係はありません
監 査 役	篠 原 祥 哲	篠原祥哲公認会計士事務所	公認会計士	特別の関係はありません
		(株)篠原経営経済研究所	代表取締役	特別の関係はありません
		(株)TSIホールディングス	社外取締役	特別の関係はありません
		積水ハウス(株)	社外監査役	特別の関係はありません

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	内 藤 碩 昭	16回開催された取締役会に15回出席し、長年にわたる大会社の経営経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
取 締 役	村 井 眞 二	16回開催された取締役会に16回出席し、長年にわたる研究機関の責任者としての経験に基づき、適宜、意見の表明を行いました。
監 査 役	堀 井 昌 弘	16回開催された取締役会に16回、13回開催された監査役会に12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、意見の表明を行いました。
監 査 役	篠 原 祥 哲	16回開催された取締役会に15回、13回開催された監査役会に13回出席し、公認会計士としての専門的知識・経験や多くの会社の社外役員の経験に基づく幅広い見地から、適宜、意見の表明を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

84百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

132百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、前事業年度における職務執行状況や報酬見積み根拠、並びに監査計画の内容などについて検証を行った結果、適切であると判断し同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO.,LTD. (大連岩谷気体机具有限公司)、DORAL PTY LTD. (ドラル会社)、IWATANI(CHINA)LIMITED (岩谷(中国)有限公司) 及びIWATANI CORPORATION(HONG KONG)LTD. (香港岩谷有限公司) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続きに関わる業務に対する報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、監査役会は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会・経営会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統合的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在しないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的に開催します。

当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。

また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営規程」に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。

当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。

また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

⑧ 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。

また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。

また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が全ての取締役会・経営会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

当社グループでは、企業理念に基づく具体的行動規範「イワタニ企業倫理綱領」を定め、冊子や電子掲示板を通じてグループ全体への周知徹底に努めました。また、コンプライアンス委員会を年2回開催し、法令遵守に係る研修の実施状況、労務管理対応、法改正等について確認し、法令遵守の徹底を図りました。その他、当社従業員を対象とした法務研修や、グループ会社での経営者・新任役員・管理職研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めました。反社会的勢力との関係遮断については、平素より対応統括部署にて外部専門機関と連携し情報収集に当たるとともに、行動指針を定め冊子として従業員に配布しております。

② リスク管理について

「危機管理委員会運営規程」に基づき危機管理委員会を年1回開催し、その分科会であるコンプライアンス委員会や工場保安委員会等、8委員会からの報告を受け、顕在しないし潜在する企業危機への管理状況を確認し、適切な対応を行いました。

③ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN20」を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。経営幹部が出席して年に1回開催する経営戦略会議ではグループ全体の基本戦略や経営課題を討議しました。取締役等の職務の執行については、効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めています。本年度は執行役員会を年11回開催し、職務規程、業務執行規程及び決裁基準に基づき効率的な意思決定を図りました。また、取締役会の実効性の維持・向上のために、取締役、監査役に対しアンケートを実施し、当社取締役会の機能向上に取り組むとともに、取締役、執行役員に対し取締役会の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを定期的に行うことで、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会を提供しています。

④ 内部統制・内部監査全般の活動状況について

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループにおける内部統制評価の整備・運用の支援及び財務諸表に係る内部統制評価を行い、内部統制システムの充実を図るとともに、重要な問題が発見された場合は代表取締役へ報告し、適時かつ適正に改善を指導しています。また内部監査については、年間の監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役へ報告しています。

⑤ **監査役監査の実効性について**

監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、代表取締役との会合を通じて法定事項、経営会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項の監視・監督を行っています。また、会計監査人より事業年度の監査計画や監査結果の定期報告を受けるとともに、年2回グループ監査役協議会を開催し、グループの監査役と情報連携を図ることで監査の実効性を確保しています。

⑥ **子会社管理について**

グループ会社の経営計画、年度予算、その他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を「グループ経営規程」に定めており、各社は規程に則り必要に応じて管轄部署と協議の上、当社に対し事前承認や報告を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

(イ) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「PLAN20」を策定し、「成長戦略の推進」と「経営基盤の拡充」に取り組みます。

具体的には、基本戦略として以下の3つを掲げております。

- a) エネルギー事業の進化
 - ・ エネルギー流通革命
 - ・ 水素エネルギー社会の推進
 - ・ 再生可能エネルギー事業の拡大
- b) 海外を含めた新規事業の創造
 - ・ 産業ガス・機械事業とマテリアル事業の相乗効果による海外展開
 - ・ 成長分野での新規商材・サービスの開発
 - ・ 海外でのカートリッジガス事業の拡大
- c) 環境・社会・ガバナンスへの取り組み強化
 - ・ 環境負荷の低減
 - ・ 産業・地域インフラを安心・安全に支える事業の推進
 - ・ ガバナンスの強化（コンプライアンスの徹底）

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えて参ります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

- (ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年6月28日開催の第74回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続いたしました。概要は以下のとおりです。

a) 独立委員会の設置

取締役会の恣意的な判断を排し、判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。

b) 対象となる大規模買付行為

当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。

c) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。

d) 取締役会評価期間

当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間（最大30日間の延長が可能）を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

e) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

i) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

ii) 対抗措置の不発動を勧告する場合

i)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

g) 対抗措置の具体的内容

大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当ててを対抗措置とします。

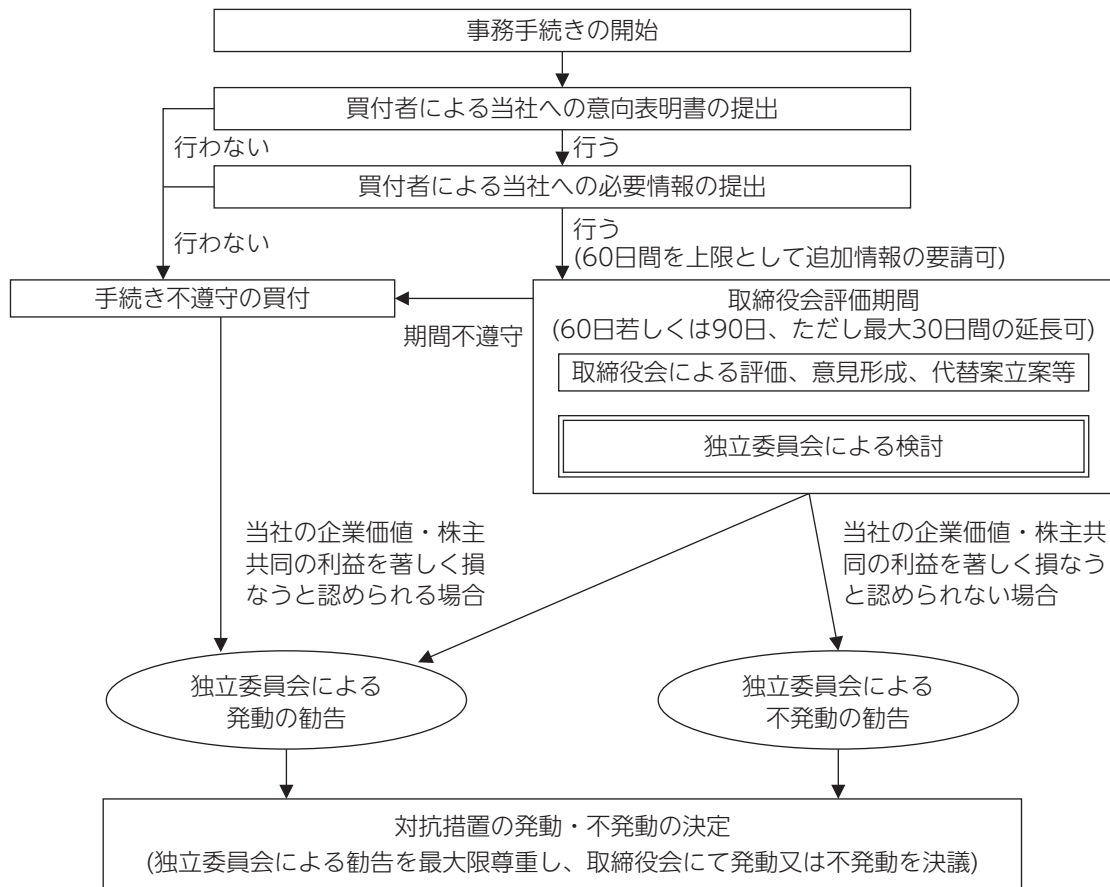
h) 有効期間、変更及び廃止

本買収防衛策の有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

i) 買収防衛策の手続き

買収防衛策の手続きに関するフローの概要は以下のとおりです。

買収防衛策の手続きに関するフロー図



本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト（<http://www.iwatani.co.jp/>）をご覧ください。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。

なお、本事業報告中の記載金額における消費税等の扱いは、税抜方式によっております。

**連結貸借対照表** (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                      |                |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 項 目                    | 金 額            | 項 目                          | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>197,835</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>172,722</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 19,947         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 72,512         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 122,179        | 電 子 記 録 債 務                  | 25,873         |
| 商 品 及 び 製 品            | 33,222         | 短 期 借 入 金                    | 23,064         |
| 仕 掛 品                  | 3,376          | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金    | 11,661         |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 4,421          | リ ー ス 債 務                    | 759            |
| そ の 他                  | 14,957         | 未 払 法 人 税 等                  | 5,436          |
| 貸 倒 引 当 金              | △269           | 賞 与 引 当 金                    | 5,039          |
|                        |                | そ の 他                        | 28,374         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>259,768</b> | <b>固 定 負 債</b>               | <b>110,894</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>164,441</b> | 社 債                          | 35,046         |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 38,240         | 長 期 借 入 金                    | 52,632         |
| 貯 蔵 設 備                | 7,475          | リ ー ス 債 務                    | 3,196          |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 37,130         | 繰 延 税 金 負 債                  | 5,806          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 12,884         | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 1,639          |
| 土 地                    | 62,251         | 訴 訟 損 失 引 当 金                | 157            |
| リ ー ス 資 産              | 3,798          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 5,770          |
| 建 設 仮 勘 定              | 2,661          | そ の 他                        | 6,645          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>17,732</b>  | <b>負 債 合 計</b>               | <b>283,617</b> |
| の れ ん                  | 14,135         | <b>純 資 産 の 部</b>             |                |
| そ の 他                  | 3,596          | <b>株 主 資 本</b>               | <b>148,223</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>77,593</b>  | 資 本 金                        | 20,096         |
| 投 資 有 価 証 券            | 63,544         | 資 本 剰 余 金                    | 16,680         |
| 長 期 貸 付 金              | 183            | 利 益 剰 余 金                    | 112,968        |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 1,424          | 自 己 株 式                      | △1,521         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 3,263          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>17,186</b>  |
| そ の 他                  | 9,766          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 16,283         |
| 貸 倒 引 当 金              | △588           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | 661            |
|                        |                | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | △22            |
|                        |                | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 263            |
|                        |                | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>8,577</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>457,603</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>173,986</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>457,603</b> |

# 連結損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 項 目             | 金 額     |        |
|-----------------|---------|--------|
| 売上高             | 715,085 |        |
| 売上原価            | 544,471 |        |
| 売上総利益           | 170,613 |        |
| 販売費及び一般管理費      | 144,157 |        |
| 営業利益            | 26,456  |        |
| 営業外収益           |         |        |
| 受取配当金           | 278     |        |
| 受取利息            | 1,194   |        |
| 受取益金            | 409     |        |
| 受取投資利益          | 590     |        |
| 受取入金            | 725     |        |
| 受取他             | 2,539   | 5,738  |
| 営業外費用           |         |        |
| 支払利息            | 962     |        |
| 支払引当金           | 501     |        |
| 支払他             | 777     | 2,242  |
| 特別利益            |         | 29,952 |
| 固定資産売却益         | 146     |        |
| 投資有価証券売却益       | 152     |        |
| 受取補助金           | 115     |        |
| 受取損失            | 84      | 497    |
| 特別損失            |         |        |
| 固定資産売却損         | 40      |        |
| 固定資産除却損         | 452     |        |
| 減価償却損           | 135     |        |
| 投資有価証券評価損       | 31      |        |
| 投資金評価損          | 0       |        |
| 訴訟損失            | 157     |        |
| 固定資産圧縮損         | 194     | 1,012  |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 29,438 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 9,209   |        |
| 法人税等調整額         | 59      | 9,268  |
| 当期純利益           |         | 20,169 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 948    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 19,221 |

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部        |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 項 目             | 金 額            | 項 目            | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>124,800</b> | <b>流動負債</b>    | <b>121,826</b> |
| 現金及び預金          | 5,084          | 支払手形           | 3,031          |
| 受取掛手債           | 16,456         | 電記簿債           | 25,855         |
| 売掛債             | 68,862         | 短期借入金          | 53,907         |
| 前払費用            | 7              | 短期借入金          | 9,751          |
| 前払費用            | 21,611         | 1年内返済予定の長期借入金  | 9,500          |
| 未収金             | 3,892          | リース負債          | 48             |
| 未収金             | 567            | 未払法人税等         | 11,334         |
| 未収金             | 2,909          | 未払法人税等         | 406            |
| 未収金             | 5,533          | 未払法人税等         | 1,885          |
| 未収金             | △124           | 未払法人税等         | 2,138          |
| <b>固定資産</b>     | <b>198,278</b> | <b>固定負債</b>    | <b>91,239</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>78,622</b>  | 社長期借入金         | 35,046         |
| 建物              | 16,371         | 繰上り繰入金         | 47,153         |
| 構築物             | 3,149          | 繰上り繰入金         | 203            |
| 機械及び器具          | 4,593          | 繰上り繰入金         | 5,498          |
| 運搬装置            | 10,040         | 繰上り繰入金         | 1,525          |
| 工具及び備品          | 217            | 繰上り繰入金         | 555            |
| 土地              | 1,129          | 繰上り繰入金         | 1,257          |
| 建物              | 42,164         | 繰上り繰入金         |                |
| 建設仮勘定           | 251            | 繰上り繰入金         |                |
|                 | 705            | 繰上り繰入金         |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,147</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>213,065</b> |
| のれん             | 12             | <b>純資産</b>     |                |
| 業所有権            | 10             | <b>株主資本</b>    | <b>93,791</b>  |
| ソフトウエア          | 48             | 資本金            | 20,096         |
| その他             | 953            | 資本剰余金          | 18,012         |
|                 | 123            | 資本剰余金          | 5,100          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>118,507</b> | 資本剰余金          | 12,912         |
| 投資有価証券          | 42,575         | 利益剰余金          | 57,123         |
| 関係会社株           | 49,371         | その他の利益剰余金      | 57,123         |
| 関係会社出資          | 21             | 固定資産圧縮積立金      | 290            |
| 関係会社長期貸付        | 8,684          | 繰上り繰入金         | 56,832         |
| 関係会社長期貸付        | 1              | 繰上り繰入金         | △1,440         |
| 関係会社長期貸付        | 13,725         | <b>自己株式</b>    |                |
| 関係会社長期貸付        | 413            | 評価・換算差額等       | 16,221         |
| 関係会社長期貸付        | 177            | その他の有価証券評価差額金  | 15,492         |
| 関係会社長期貸付        | 648            | 繰上り繰入金         | 728            |
| 関係会社長期貸付        | 3,393          |                |                |
| 関係会社長期貸付        | △505           |                |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>323,079</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>110,013</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>323,079</b> |

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 508,773 |
| 売上原価         | 439,899 |
| 売上総利益        | 68,873  |
| 販売費及び一般管理費   | 61,061  |
| 営業利益         | 7,812   |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 313     |
| 受取配当金        | 5,055   |
| 為替差益         | 379     |
| その他の利益       | 1,621   |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 303     |
| 社債上引         | 43      |
| その他の費用       | 490     |
| 経常利益         | 532     |
| 特別利益         | 1,369   |
| 特別損失         | 13,813  |
| 固定資産売却益      | 44      |
| 関係会社株式売却益    | 147     |
| 関係会社清算益      | 22      |
| 補助金収入        | 46      |
| 特別損失         |         |
| 固定資産売却損      | 9       |
| 固定資産除却損      | 115     |
| 減損損失         | 106     |
| 投資有価証券評価損    | 29      |
| 固定資産圧縮損      | 42      |
| 税引前当期純利益     | 302     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13,771  |
| 法人税等調整額      | 3,254   |
| 当期純利益        | △109    |
|              | 3,145   |
|              | 10,626  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

岩谷産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |                      |
|--------------------|-------|----------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 畑 孝 英 <sup>㊞</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 土 居 正 明 <sup>㊞</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 龍 田 佳 典 <sup>㊞</sup> |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩谷産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩谷産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

岩谷産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |                      |
|--------------------|-------|----------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 畑 孝 英 <sup>①</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 土 居 正 明 <sup>①</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 龍 田 佳 典 <sup>①</sup> |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩谷産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

### 岩谷産業株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 濱 豊 文 ㊞

常勤監査役 福 澤 芳 秋 ㊞

社外監査役 堀 井 昌 弘 ㊞

社外監査役 篠 原 祥 哲 ㊞

以 上

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきましては業績や経営環境を考慮し、適正な利益還元を行うこととしております。  
このような方針のもと当期の期末配当につきましては、業績の状況等を踏まえて検討した結果、前期と比較して1株につき10円増配し、65円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

#### 1 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式・・・・・・・・1株につき金 65円

総額・・・・・・・・ 3,201,248,635円

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月20日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 舟木隆、渡邊雅則、山本裕、稲田和正、田井中秀喜、内藤碩昭の6氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| もり しょうすけ<br>森 詳介<br>(1940年8月6日生)<br><div>新任</div> <div>社外</div> <div>独立役員</div> | 1963年4月 関西電力(株)入社<br>2005年6月 同社代表取締役社長に就任<br>2006年6月 ANAホールディングス(株) 社外取締役に就任 (現任)<br>2010年6月 関西電力(株) 代表取締役に就任<br>2010年6月 阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役に就任 (現任)<br>2012年6月 (株)ロイヤルホテル 社外取締役に就任 (現任)<br>2016年6月 関西電力(株) 相談役に就任 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>関西電力(株) 相談役<br>ANAホールディングス(株) 社外取締役<br>阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役<br>(株)ロイヤルホテル 社外取締役 | 0株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森詳介氏は、社外取締役候補者であります。なお、東京証券取引所等に同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 森詳介氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって関西電力(株)の経営に携わられ、また、(公社)関西経済連合会の会長も務められるなど、その豊富な経営経験や高い見識を当社の企業価値向上に活かしていただけるものと期待されるためです。
4. 本議案において森詳介氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 森詳介氏が社外取締役に務めております(株)ロイヤルホテルが運営するリーガロイヤルホテル(大阪)内のレストランにおいて、2017年5月、食中毒事故が発生したため、食品衛生法に基づき、大阪市保健所より同年5月9日から5月11日までの3日間、当該レストランの営業停止処分を受けました。同氏は、本件に関しては食品衛生管理体制の再徹底、再発防止策及びその実施状況等について報告を受け、これに対して社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                            | 当社における地位 |                         |
|------------|--------------------------------|----------|-------------------------|
| 1          | お はま<br>尾 濱      とよ ふみ<br>豊 文  | 再 任      | 常勤監査役                   |
| 2          | ふく ざわ<br>福 澤      よし あき<br>芳 秋 | 再 任      | 常勤監査役                   |
| 3          | ほり い<br>堀 井      まさ ひろ<br>昌 弘  | 再 任      | 社 外<br>独立役員<br>監査役（非常勤） |
| 4          | しの はら<br>篠 原      よし のり<br>祥 哲 | 再 任      | 社 外<br>独立役員<br>監査役（非常勤） |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | お  はま   とよ  ふみ<br>尾濱 豊文<br>(1949年 3月15日生)<br><div>再任</div>                               | 1972年 3月 当社入社<br>1996年 6月 取締役就任<br>1999年 6月 取締役を退任、特別理事に就任<br>2004年 4月 経営企画部長、海外事業統括部長<br>2004年 6月 取締役就任<br>2006年 4月 常務取締役就任<br>2008年 6月 常勤監査役に就任（現任）             | 18,217株         |
| 2     | ふく ざわ   よし  あき<br>福澤 芳秋<br>(1949年 8月25日生)<br><div>再任</div>                               | 1973年 3月 当社入社<br>2004年 4月 総合エネルギー事業統括室長<br>2004年 6月 執行役員に就任<br>2006年 6月 取締役就任<br>2008年 4月 常務取締役就任<br>2010年 4月 専務取締役就任<br>2014年 6月 常勤監査役に就任（現任）                    | 12,460株         |
| 3     | ほり  い   まさ  ひろ<br>堀井 昌弘<br>(1958年 1月13日生)<br><div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立役員</div> | 1990年 4月 弁護士登録<br>2000年 1月 さくら法律事務所 代表弁護士に就任（現任）<br>2003年 6月 当社監査役に就任（現任）<br>2012年 6月 東洋シャッター(株) 社外取締役に就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>さくら法律事務所 代表弁護士<br>東洋シャッター(株) 社外取締役 | 7,913株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4          | しの はら よし のり<br><b>篠原 祥哲</b><br>(1935年 3月1日生)<br><div>再 任</div><br><div>社 外</div><br><div>独立役員</div> | 1963年 2 月 公認会計士開業登録（現任）<br>1969年 7 月 監査法人大和会計事務所<br>(合併により朝日監査法人) 代表社員に就任<br>1999年 5 月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）<br>副理事長に就任<br>2001年 6 月 同監査法人 代表社員相談役に就任<br>2002年 8 月 (株)篠原経営経済研究所 代表取締役就任（現任）<br>2011年 6 月 (株)TSIホールディングス 社外取締役に就任（現任）<br>2012年 4 月 積水ハウス(株) 社外監査役に就任（現任）<br>2015年 6 月 当社監査役に就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>篠原祥哲公認会計士事務所 公認会計士<br>(株)篠原経営経済研究所 代表取締役<br>(株)TSIホールディングス 社外取締役<br>積水ハウス(株) 社外監査役 | 5,485株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀井昌弘、篠原祥哲の両氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。
3. 堀井昌弘氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと期待されるためです。  
 なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 堀井昌弘氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。
5. 篠原祥哲氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくとともに、多くの会社の取締役、監査役等の経験を活かし、幅広い見地から当社の監査をしていただけるものと期待されるためです。  
 篠原祥哲氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は現在、堀井昌弘、篠原祥哲の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。  
 本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。
7. 篠原祥哲氏が現在社外監査役を務めております積水ハウス(株)において、不動産の購入代金を支払ったにもかかわらず所有権移転登記を受けられないという取引事故が同氏が任中に発生した事実がございました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、内部統制システムの管理・運用を徹底するよう発言しており、また、本件事故発生後は同社のリスク管理上の問題点等の調査検証を行う調査対策委員会において委員長を務めるとともに、同社に対して調査報告書を提出するなど、その職責を果たしております。

## 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬額は、2016年6月28日開催の第73回定時株主総会において、年額14億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとさせていただきたく願います。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2億6,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は17名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲にて、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

---

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

(3) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

MEMO

MEMO

## 株主総会会場のご案内図



開催会場

### ヒルトン大阪 5階「桜の間」

大阪市北区梅田 1丁目8番8号

電話：(06)6347-7111(代表)



### 交通のご案内

JR

**大阪駅** より徒歩 2分

地下鉄

四つ橋線 **西梅田駅** より徒歩 1分

私鉄

阪神電鉄 **梅田駅** より徒歩 1分

御堂筋線 **梅田駅** より徒歩 5分

阪急電鉄 **梅田駅** より徒歩 7分

※なお、当社として専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。

UD FONT